

第4次総合計画前期期間（平成28年度～令和2年度）の行政評価について

【概要】

1 行政評価の目的

本町では、総合計画の適正な実施を推進し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資することを目的として、府中町行政評価実施要綱（平成29年訓令第7号）に基づき、以下のとおり行政評価を実施しています。

ア 政策評価

目指すべきまちの将来像とそれを実現するための基本理念に沿って設定した、基本目標（政策）の成果を評価するもの。

〔実施時期〕 総合計画の策定及び改訂時に実施

イ 施策評価・事務事業評価

基本目標を踏まえた基本計画（施策）の成果、基本計画に基づく実施計画（事務事業）の成果を評価するもの。

〔実施時期〕 毎年度実施（前年度の取組みについて出納閉鎖後に実施）

2 前期期間（平成28年度～令和2年度）の行政評価について

第4次総合計画の計画期間は、平成28年度から令和7年度であり、中間期を迎える令和2年度中において前期期間を対象とした政策評価（別紙①）を実施するとともに、総合計画の改訂を行いました。

この度実施した令和2年度事務事業評価（別紙②）、また、平成28年度～令和2年度事務事業評価（別紙③）、更には、平成28年度～令和2年度施策評価（別紙④）については、前期期間の最終的な評価であり、当該政策評価の補完資料として位置付けるものです。